



**【保護者等の収入の状況について】（※(1)～(3)のいずれかの口に印を付けてください。）**

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の措置状況が分かる証明書を提出します。【オモテ面の世帯区分でAの口に印をつけた場合】

①	<input type="checkbox"/>	7月1日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書
---	--------------------------	-------------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。【オモテ面の世帯区分でB又はCに印をつけた場合】  
※未申告者がいる場合は、申告の上、提出してください。

(提出を省略する場合は、(3)の口に印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(生計維持者)2名分(父母) 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合。
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合。(父母2名が存在する場合は④となります。) ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

課税証明書等を添付する者(①～⑥)の氏名及び生徒との続柄

ふりがな		生徒との続柄		ふりがな		生徒との続柄	
氏名				氏名			

(3) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

**【扶養親族等の状況について】（※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合は、以下を記入してください。）**

(1) オモテ面の世帯区分で、B又はCの口に印を付けた場合は、下記内容を確認の上、口にレ点をつけてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	--

(2) オモテ面の世帯区分で、Cの口に印を付けた場合は、「1人目の高校生等」又は「15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹」について、下記の全ての項目を記入してください。

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	学校・学年、職業等 (無職の場合も記入)	課程
			平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外
			平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外

(注) 7月1日現在の状況を記入してください。「続柄」の欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

**【貼付台紙】**

※ 用紙が不足する場合は、別途A 4判の用紙に貼付してください。

1. 健康保険証等の写し ※ 世帯区分Cに該当する方のみ提出

被保険者（国民健康保険の場合は世帯主）の氏名	
被保険者（世帯主）と高校生等の関係	<input type="checkbox"/> 親権者（又は父母） <input type="checkbox"/> 祖父又は祖母（住民票上の世帯主） <input type="checkbox"/> その他（ ）

**【健康保険証等の写し貼付欄】**

・申請書【扶養親族等の状況について】(2)に記載した兄弟姉妹の7月1日現在の扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し)を貼り付けてください。

※必ず文字が鮮明に確認できるものを添付してください。

・被保険者等記号・番号等は見えないようマジック等で塗りつぶしてください。

・申請者(保護者等)、この申請の対象となる高校生等のものは貼付不要です。

・生活保護(生業扶助)受給世帯、この申請の対象となる高校生等が通信制の私立学校に通う場合は貼付不要です。

**【貼付台紙】**

※ 用紙が不足する場合は、別途A 4判の用紙に貼付してください。

給付金の振込口座の通帳の写し ※ 委任状を提出する場合（県内高等学校等のみ）は提出不要

口座名義人氏名	
口座名義人と高校生等との関係	親権者（又は父母） ・ 生徒本人 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ その他（ ）
添付書類	<input type="checkbox"/> 債権者登録申出書

**【通帳の写し等貼付欄】**

・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が分かる通帳(見開き部分)の写し等を添付してください。

※文字が鮮明に確認できるものを添付してください。

※振込口座がネットバンクである等の理由により口座の写しが提出できない場合(満1は、口座の情報が分かる書類を提出してください)。

・債権者登録申出書に添付した口座情報を記入の上、併せて提出してください。

**記入上の注意**

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。  
 「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹については、7月1日現在の扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

**留意事項**

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者又は他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者等は支給対象となりません。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※申請書を提出する前に※

提出の前にもう一度確認してください。

記載漏れ等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

A区分の場合

- 生活保護受給証明書は7月1日以降に発行されたものですか
- 生活保護受給証明書に生徒の記載がありますか
- 生活保護証明書に生業扶助受給中である旨記載がありますか

※記載がない場合はケースワーカーに生業扶助の記載がなくて良いか必ず確認してください。

B区分の場合

- 7月1日時点で生活保護の生業扶助を受給していませんか

※受給している場合はA区分になります。

- 保護者等全員の令和5年度の住民税所得割が確認できる書類（課税証明書等）を添付していますか

※令和4年度のものも提出不要です。令和5年度のものがない場合は申請を受け付けることができません。

C区分の場合

- 7月1日時点で生活保護の生業扶助を受給していませんか

※受給している場合はA区分になります。

- 保護者等全員の令和5年度の住民税所得割が確認できる書類（課税証明書等）を添付していますか

※令和4年度のものも提出不要です。令和5年度のものがない場合は申請を受け付けることができません。

- 7月1日時点で有効な兄弟姉妹の健康保険証の写しを添付しましたか

※7月1日時点で有効な保険証の提出ができない場合（保険証の認定年月日が7月2日以降のものとなっている等）は、別紙に提出ができない理由を記載していただいた上で、学校にお問い合わせください。

- 提出した保険証の被保険者（国保の場合は世帯主）は申請者（保護者等）ですか

※被保険者が保護者等でない場合（祖父祖母、親権の無い養父等）は、原則C区分での認定はできません。

※国民健康保険証の世帯主が申請者と異なる場合は、申請者の保険証も併せて添付してください。

- 健康保険証の被保険者等記号・番号等は見えないよう塗りつぶしましたか